



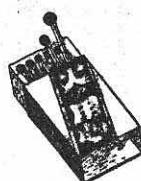
あに
編集と発行 秋田県阿仁町役場

編集と発行 秋田県阿仁町役場総務課
印 刷 所 秋田県阿仁町阿仁合印刷所

昭和41年10月

No. 48 号

(毎月10日発行)



敬者の日

「長い間、社会に恩返してきたお年寄りを敬愛し、老人自らも生活の向上をはかる——」という主旨で、ことしから国民の祝日「敬老の日」が制定されました。

感謝の「敬老会」

いつまでも元気に長生きを

最年長は97才

明治元年生才木上さん

阿仁町における今年の敬老会該当者は、70才以上三

八。女二〇五名となつてい
ます。「敬老会」当日は最

年長97才の村上トランさんをはじめ二百余名の方が出席、8才以上五名、0才以

上四九名、新しく80才にな
つた五名の方々にそれぞれ

又町長をはじめ多数の来
賓からお祝いの言葉をうけ

婦人会の協力による心づくしの昼食を食べながら余興の「カツドー」二手目で

打つなど、楽しい一日を過ごしました。

は老人ホームの村上トラさんで、明治元年十二月生れ

才までいきるんだや」とま
すます元気なところを見せ

窓口より

お忘れなく

80才以上の男女別では、男十一名女三十八名となりており女の長寿であることを示しています。



有権者 5,655 人 「永久選舉」人名簿確定

六月二十日現在をもつて、全町一齊に実施しました選挙資格調査にも確定され永久選挙人名簿は、九月三十日に確定されました。

人名簿として「男有権者五、六三人」「女三、〇三三人」「二、六二二人」「有権者五、六五五」人が登録されました。

昭和四十一年度に限り追加登録が実施され、現在追加登録に係る名簿従覧を行なっています。今回追加登録される方は「名簿従覧がはじまっています」

昭和四十一年度に限り追加登録が実施され、現在追加登録に係る名簿従覧を行なっています。今回追加登録される方は「名簿従覧がはじまっています」

昭和四十一年度に限り追加登録が実施され、現在追加登録に係る名簿従覧を行なっています。今回追加登録される方は「名簿従覧がはじまっています」

昭和四十一年度に限り追加登録が実施され、現在追加登録に係る名簿従覧を行なっています。今回追加登録される方は「名簿従覧がはじまっています」

昭和四十一年度に限り追加登録が実施され、現在追加登録に係る名簿従覧を行なっています。今回追加登録される方は「名簿従覧がはじまっています」

永久選挙人名簿登録者数 41年9月30日確定		
投票区	男	女
枚田	52	51
無山	205	233
水銀	381	452
荒葦	579	712
草影	257	325
伏根	35	40
鳥	117	136
比立	134	157
内村	107	115
中村	511	546
立中	244	266
合計	2,622	3,033
	5,655	5,655

NHKのど自慢開催

NHKでは、阿仁テレビ開局記念と、サービス月間の一環として「NHKのど自慢素人演芸会」を開催することになりました。町民の皆さんあるつてご出場下さい。

申込期限 10月18日

申込先 阿仁町役場総務課

出場申込 往復ハガキに種目、曲目、氏名、年令、住

所、職業を明記して申し込むこと。

開催日時 10月23日(日)後一時から。

申込期限 10月18日

申込先 阿仁町役場総務課

出場申込 往復ハガキに種目、曲目、氏名、年令、住

所、職業を明記して申し込むこと。

開催日時 10月23日(日)後一時から。

申込期限 10月18日

申込先 阿仁町役場総務課

出場申込 往復ハガキに種目、曲目、氏名、年令、住

所、職業を明記して申し込むこと。

開催日時 10月23日(日)後一時から。

申込期限 10月18日

申込先 阿仁町役場総務課

出場申込 往復ハガキに種目、曲目、氏名、年令、住

所、職業を明記して申し込むこと。

開催日時 10月23日(日)後一時から。

申込期限 10月18日

申込先 阿仁町役場総務課

出場申込 往復ハガキに種目、曲目、氏名、年令、住

所、職業を明記して申し込むこと。

開催日時 10月23日(日)後一時から。

申込期限 10月18日

申込先 阿仁町役場総務課

出場申込 往復ハガキに種目、曲目、氏名、年令、住

所、職業を明記して申し込むこと。

開催日時 10月23日(日)後一時から。

申込期限 10月18日

申込先 阿仁町役場総務課

出場申込 往復ハガキに種目、曲目、氏名、年令、住

所、職業を明記して申し込むこと。

開催日時 10月23日(日)後一時から。

申込期限 10月18日

申込先 阿仁町役場総務課

出場申込 往復ハガキに種目、曲目、氏名、年令、住

所、職業を明記して申し込むこと。

開催日時 10月23日(日)後一時から。

申込期限 10月18日

申込先 阿仁町役場総務課

出場申込 往復ハガキに種目、曲目、氏名、年令、住

所、職業を明記して申し込むこと。

開催日時 10月23日(日)後一時から。

申込期限 10月18日

申込先 阿仁町役場総務課

出場申込 往復ハガキに種目、曲目、氏名、年令、住

所、職業を明記して申し込むこと。

開催日時 10月23日(日)後一時から。

申込期限 10月18日

申込先 阿仁町役場総務課

出場申込 往復ハガキに種目、曲目、氏名、年令、住

所、職業を明記して申し込むこと。

開催日時 10月23日(日)後一時から。

申込期限 10月18日

申込先 阿仁町役場総務課

出場申込 往復ハガキに種目、曲目、氏名、年令、住

所、職業を明記して申し込むこと。

開催日時 10月23日(日)後一時から。

申込期限 10月18日

申込先 阿仁町役場総務課

出場申込 往復ハガキに種目、曲目、氏名、年令、住

所、職業を明記して申し込むこと。

開催日時 10月23日(日)後一時から。

申込期限 10月18日

申込先 阿仁町役場総務課

出場申込 往復ハガキに種目、曲目、氏名、年令、住

所、職業を明記して申し込むこと。

開催日時 10月23日(日)後一時から。

申込期限 10月18日

申込先 阿仁町役場総務課

出場申込 往復ハガキに種目、曲目、氏名、年令、住

所、職業を明記して申し込むこと。

開催日時 10月23日(日)後一時から。

申込期限 10月18日

申込先 阿仁町役場総務課

出場申込 往復ハガキに種目、曲目、氏名、年令、住

所、職業を明記して申し込むこと。

開催日時 10月23日(日)後一時から。

申込期限 10月18日

申込先 阿仁町役場総務課

出場申込 往復ハガキに種目、曲目、氏名、年令、住

所、職業を明記して申し込むこと。

開催日時 10月23日(日)後一時から。

申込期限 10月18日

申込先 阿仁町役場総務課

出場申込 往復ハガキに種目、曲目、氏名、年令、住

所、職業を明記して申し込むこと。

開催日時 10月23日(日)後一時から。

申込期限 10月18日

申込先 阿仁町役場総務課

出場申込 往復ハガキに種目、曲目、氏名、年令、住

所、職業を明記して申し込むこと。

開催日時 10月23日(日)後一時から。

申込期限 10月18日

申込先 阿仁町役場総務課

出場申込 往復ハガキに種目、曲目、氏名、年令、住

所、職業を明記して申し込むこと。

開催日時 10月23日(日)後一時から。

申込期限 10月18日

申込先 阿仁町役場総務課

出場申込 往復ハガキに種目、曲目、氏名、年令、住

所、職業を明記して申し込むこと。

開催日時 10月23日(日)後一時から。

申込期限 10月18日

申込先 阿仁町役場総務課

出場申込 往復ハガキに種目、曲目、氏名、年令、住

所、職業を明記して申し込むこと。

開催日時 10月23日(日)後一時から。

申込期限 10月18日

申込先 阿仁町役場総務課

出場申込 往復ハガキに種目、曲目、氏名、年令、住

所、職業を明記して申し込むこと。

開催日時 10月23日(日)後一時から。

申込期限 10月18日

申込先 阿仁町役場総務課

出場申込 往復ハガキに種目、曲目、氏名、年令、住

所、職業を明記して申し込むこと。

開催日時 10月23日(日)後一時から。

申込期限 10月18日

申込先 阿仁町役場総務課

出場申込 往復ハガキに種目、曲目、氏名、年令、住

所、職業を明記して申し込むこと。

開催日時 10月23日(日)後一時から。

申込期限 10月18日

申込先 阿仁町役場総務課

出場申込 往復ハガキに種目、曲目、氏名、年令、住

所、職業を明記して申し込むこと。

開催日時 10月23日(日)後一時から。

申込期限 10月18日

申込先 阿仁町役場総務課

出場申込 往復ハガキに種目、曲目、氏名、年令、住

所、職業を明記して申し込むこと。

開催日時 10月23日(日)後一時から。

申込期限 10月18日

申込先 阿仁町役場総務課

阿仁合線全面的にディーゼル化

10月からの国鉄ダイヤの改正に伴い阿仁合線が全面的にディーゼル化され運行時間が短縮なりました。又從来まで4本だった比立内轟巣間の運行が5本に増発されました。

阿仁合線時刻表

上り		下り	
比立内発	阿仁合発	轟巣着	鷹巣発
5、23	5、23	6、45	5、47
6、18	6、43	7、49	6、44
7、17	7、45	9、00	7、54
9、50	10、16	11、23	10、18
13、34	11、50	13、00	11、55
13、34	13、59	15、04	13、04
18、20	16、05	17、20	16、39
	18、45	19、53	17、48
	20、37	21、43	18、50
			20、01
			21、00
			22、18
		15、10 17、41	15、10 17、41
		共に米内沢止り	

最近、農地をつぶして家や工場を建てたり、山林にするなどの傾向が非常に多くなっています。この様に耕作以外の目的のため農地がつぶされる面積は年々膨大な数字となっていますが例え自分の土地であつても農地は勝手に転用されることは禁じられています。

現在、多額の経費をかけて土地改良や開拓などで經營

規模面積の拡大による農業所得向上に努力しているさなかに、一方では熟田熟畑を無暗無計画につぶされていくということは生業の基礎である農地を失う、といふことと共に大きな社会的問題となっています。そこで「農地法」という現行法ではこれらの調整をはかるために、自分の農地を自分でつぶす場合、或いは他人

若し無断で転用転売をした場合は原形復旧、又は農地法により三年以下の徴収又は十万円以下の罰金に処されます。

又許可書がなければ登記所における名義書換え及び地目変更登記も出来ないことになっています。

農業委員会事務局では常に農地相談所を開設し、いつも皆さんの相談に応じられるようお待ちしています。(役場農業委事務局)

必らず届出を

農地をつぶす場合

にゆずつたり又つぶすことを許す場合でも、いずれも知事又は農林大臣の許可をうけることを必要とされています。従つて「地」を人にゆずつたり、「地」以外の目的(宅地、工場、山林等)に転用する場合は必ず農業委員会に届け出て許可を

「法」との関係

入会林野について、今回は現在集点となつてゐる法的内容にふれてみたい

(1)明治二十二年市町村制の施行によつてその公的側面は新規の内閣にふれてみた

めのものである。

登記が出来ない。特に他の物

権と異なる点は登記が出来ないことである。登記がなくとも入会権のみは他に対抗し得るとされて

いる。しかし登記がない

と果たして入会権がある

のかどうか証明に困難が

あるので争が長びく原

因の一つともなつてゐる

ようである。かつては一

つのものであつた入会林

野の利用権がわが国の法

律制度の中で分裂をおこ

し、一方には地方自治法

の旧慣使用権、他方には

民法上の入会権として法

慣習に従う外本節の規定

を準用す。

○入会権は物権の一種で

あるから林野を支配する

強い権利であるが、各人

の持分は無く從つて譲渡

が出来ない。

特に他の物

権と異なる点は登記が

出来ないことである。

登記が出来ない。特に他の物

権と異なる点は登記が

出来うことである。

登記が出来ない。特に他の物

権と異なる点は登記が

出来ることである。

登記が出来ない。特に他の物